

(9月定例議案)

- 1 議案名 徳島県立高等学校総合寄宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例附則第四項第二号の規則で定める日を定める規則
- 2 提案理由 徳島県立高等学校総合寄宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例附則第四項第二号の規則で定める日を定める必要がある。
- 3 関係法規 徳島県立高等学校総合寄宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年徳島県条例第七十五号）

条 例 等 立 案 表

<p>題 名</p> <p>徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例附則第四項第二号の規則で 定める日を定める規則</p>	<p>課（室）名</p> <p>教育委員会教育創生課</p>
	<p>担当者名</p> <p>折 口 浩 二</p>
	<p>電話番号</p> <p>三 一 五 四</p>
<p>制 定 理 由</p> <p>徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例による改正後の使用料及び当該使用料の額に係る政策的な減額措置を、徳島県立徳島寮に入舎した者（女子に限る。）に適用を開始する月の基準となる日を定める必要がある。</p>	<p>あ ら ま し</p> <p>一 徳島県立徳島寮に入舎した者（女子に限る。）については、平成二十八年十一月から徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例による改正後の使用料及び当該使用料の額に係る政策的な減額措置を適用することとした。</p> <p>二 この規則は、公布の日から施行することとした。</p>
<p>予 算 上 の 措 置</p>	<p>考 備</p>
<p>関 係 法 規</p> <p>徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例（平成二十六年徳島県条例 第七十五号）</p>	
<p>法 規 審 議 委 員 会</p> <p>要・ 否</p>	

徳島県規則第 号

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例附則第四項第二号の規則で定める日を定める規則を次のように定める。

平成二十八年 月 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例附則第四項第二号の規則で定める日を定める規則

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年徳島県条例第七十五号）附則第四項第二号の規則で定める日は、平成二十八年十月三十一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県立高等学校総合寄宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例附則第四項第二号の規則で定める日を定める規則について

教育創生課

1 「徳島県立高等学校総合寄宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の寄宿舍の使用料改定に関する規定について（公布日：平成26年12月25日）

寄宿舍の使用料の額を、1か月「1,800円」から「5,600円」に改める。ただし、激変緩和措置として、当分の間、使用料の額は「2,800円」とする。

徳島県立徳島寮に入舎した者（女子に限る。）については、附則第四項において「公布の日から起算して2年4月を超えない範囲内において規則で定める日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後の使用料について適用する。」と規定している。

2 規則の内容

附則第四項第二号における、「公布の日から起算して2年4月を超えない範囲内において規則で定める日」を、平成28年10月31日とする。

3 規則の施行期日

この規則は、公布の日から施行する。

